

運営規程

事業所名	春日井市地域包括支援センター鷹来
サービスの種類	介護予防支援事業

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人サン・ビジョンが開設する春日井市地域包括支援センター鷹来が行う指定介護予防支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が、要支援状態にある高齢者または事業対象者（以下「利用者」という）に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の職員は、利用者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように配慮して行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。

4 事業の実施に当たっては、関係市町村、指定居宅介護支援事業者、介護保険事業者等との連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名称 春日井市地域包括支援センター鷹来

（2）所在地 春日井市桃山町字北山5079-1（特別養護老人ホームグレイスフル春日井 内）

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

（1）管理者 1名（常勤・兼務）

管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うこととする。

（2）看護師 0名（常勤）

保健師 1名（常勤）

（3）主任介護支援専門員 1名

（4）社会福祉士 2名（常勤1名、常勤・兼務1名）

保健師、主任介護支援専門員、介護支援専門員、社会福祉士は、指定介護予防支援の提供に当たる。

(5) 事務員 1名 (非常勤)

(営業日及び営業時間)

第5条

(1) 営業日 通常、月曜日から金曜日とする。

但し、土・日・祝日・12月30日から1月3日を除く。

(2) 営業時間 午前9時から午後6時。

(介護予防支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

- (1) 介護保険法第7条第4項に規定する要支援認定を受けた利用申込者の受け付けを行い、契約を締結すること。
- (2) 利用者を訪問し、利用者及び家族に対しアセスメントを行い、サービス担当者会議の開催により、利用者の状況に関する情報を担当者に対する照会等により意見を求め、同意を得た後、介護予防サービス計画（以下「計画」という。）書を作成し、交付すること。
- (3) サービス提供に際し、介護予防サービス事業者に対し、計画に基づき適切なサービスが提供されるよう連絡調整等を行うこと。
- (4) 提供開始月、提供開始月の翌月から起算して3月に1回、サービスの評価期間が終了する月、利用者の状況に著しい変化があったとき等には利用者宅を訪問し、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施することで、計画の実施状況を把握するとともに、計画の達成状況を評価すること。
- (5) モニタリングの結果を少なくとも1月に1回記録すること。
- (6) 介護保険サービスの利用実績に基づき、介護報酬の請求を行うこと。

2 記録の複写費、医療機関との連携に伴う市外訪問等に要した費用、その他利用者の依頼の内容により要した費用等は、実費を徴収する。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、春日井市内の担当地域（別紙）とする。

(虐待防止のための指針について)

第8条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

- (3) 事業所において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年1回以上）に実施すること。
- (4) (3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- (5) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（その他運営についての留意事項）

第9条 指定介護予防支援は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務態勢を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内

(2) 継続研修 年2回

2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持に努める。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人サン・ビジョンと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成18年8月1日から施行する。

この規程は、平成19年3月1日から施行する。

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規定は、平成19年10月1日から施行する。

この規定は、平成20年1月1日から施行する。

この規定は、平成20年4月1日から施行する。

この規定は、平成21年4月1日から施行する。

この規定は、平成21年7月1日から施行する。

この規定は、平成21年9月1日から施行する。

この規定は、平成21年11月1日から施行する。

この規定は、平成22年4月1日から施行する。

この規定は、平成22年9月1日から施行する。

この規定は、平成22年10月1日から施行する。

この規定は、平成23年4月1日から施行する。

この規定は、平成24年9月1日から施行する。

この規定は、平成24年12月1日から施行する。

この規定は、平成25年1月1日から施行する。

この規定は、平成25年5月1日から施行する。

この規定は、平成26年4月1日から施行する。

この規定は、平成26年5月1日から施行する。

この規定は、平成26年10月1日から施行する。

この規定は、平成26年12月1日から施行する。

この規定は、平成27年4月1日から施行する。

この規定は、平成27年9月1日から施行する。

この規定は、平成27年10月1日から施行する。

この規定は、平成27年11月1日から施行する。

この規定は、平成28年1月1日から施行する。

この規定は、平成28年4月1日から施行する。

この規定は、平成28年8月1日から施行する。

この規定は、平成28年9月1日から施行する。

この規定は、平成29年5月1日から施行する。

この規定は、平成29年11月1日から施行する。

この規定は、平成30年4月1日から施行する。

この規定は、平成31年4月13日から施行する。

この規定は、令和元年10月1日から施行する。

この規定は、令和2年9月1日から施行する。

この規定は、令和2年10月1日から施行する。

この規定は、令和2年12月1日から施行する。

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

この規定は、令和3年5月1日から施行する。

この規定は、令和4年10月1日から施行する。

この規定は、令和5年3月1日から施行する。

この規定は、令和5年4月1日から施行する。

この規定は、令和6年2月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月22日から施行する。

この規定は、令和6年5月1日から施行する。

別紙

事業の担当地域 鷹来中学校区